

価格差配合飼料補てん事業事務処理要領一部変更

変更後	現行
<p>第1章 価格差補てん事業に係る契約の締結</p> <p>1 (1) ~ (2) ①~④ [略]</p> <p>⑤ A荷受組合、当該A荷受組合に係る配合飼料製造業者又は基金協会の担当者は、畜産経営者の農場への訪問調査等により全日基業務方法書第4条に規定する畜産経営者であることを確認し、④の証拠書類に「畜産経営者であることを確認する。年月日 確認者所属 氏名 押印」する。なお、この確認がない畜産経営者は、数量契約を締結できないこととなるので留意する。</p> <p>家畜の飼養、畜産物の生産等に関する預託契約、インテグレーション等(以下「預託契約等」という。)に係る補てん契約の対象畜産経営者は、配合飼料の供給価格の変動により直接の影響を受ける者であって、預託契約等により家畜の飼養管理自体を他者に行わせ畜産経営を行っている者も含まれるが、単に家畜の飼養管理を行っている者は補てん契約の対象畜産経営者とはならない。</p> <p><u>預託契約等については、次のとおりとする。新たに預託契約の預託元となる契約者は荷受組合に対し、(ア) 数量契約書の別表である「配合飼料契約数量」(当該都道府県内における農場の必要事項を記載)に添えて、(イ)「預託契約書の写し」、(ウ)「預託契約等の当事者(非加入者)</u></p>	<p>第1章 価格差補てん事業に係る契約の締結</p> <p>1 (1) ~ (2) ①~④ [略]</p> <p>⑤ A荷受組合、当該A荷受組合に係る配合飼料製造業者又は基金協会の担当者は、畜産経営者の農場への訪問調査等により全日基業務方法書第4条に規定する畜産経営者であることを確認し、④の証拠書類に「畜産経営者であることを確認する。年月日 確認者所属 氏名 押印」する。なお、この確認がない畜産経営者は、数量契約を締結できないこととなるので留意する。</p> <p>また、家畜の飼養、畜産物の生産等に関する預託契約、インテグレーション等(以下「預託契約等」という。)に係る補てん契約の対象畜産経営者は、配合飼料の供給価格の変動により直接の影響を受ける者であって、預託契約等により家畜の飼養管理自体を他者に行わせ畜産経営を行っている者も含まれるが、単に家畜の飼養管理を行っている者は補てん契約の対象畜産経営者ではない。<u>預託契約等に係る補てん契約者は、預託契約等の写しを基金協会に提出する。ただし、前年度と預託契約等に変更がないときは提出しなくてもよい。</u></p> <p>以下 [略]</p>

一覧表」を提出する。荷受組合は基金協会に対し、(ア)～(ウ)の写しを提出する。

ただし、既に預託契約の預託元となっている契約者については(ウ)の提出は不要とする。

荷受組合及び基金協会は、提出された書類を基に、契約者が配合飼料の供給及び子牛、ひな等を供給する預託契約者等に該当することを確認する。

以 下 [略]

附 則

「第1章価格差補てん事業に係る契約の締結（2）契約の締結手続⑤」預託契約等の文言の整理……令和7年12月